

◆上田蠶絲
專門學校 同窓會規則

(大正十三年三月十五日改正)

第一條 本會は上田蠶絲專門學校同窓會と稱す

第二條 本會は上田蠶絲專門學校卒業生並に修業生を以て組織す

第三條 本會は母溪との連絡を計り會員相互の親睦を厚うし併せて蠶絲業の改良發達を計るを以て目的とす

第四條 本會は本部を上田市に置く但し必要に應じ支部を設くる事を得支部に關する規定は別に之を定む

第五條 本會は第三條の目的を達する爲め左の事業を行ふ

- 一 總會の開設
- 二 刊行物の發行
- 三 講習、講話
- 四 其他必要と認めたる事業

第六條 本會に左の役員を置く

- 幹事長 一名 副幹事長 一名
幹事 若干名

幹事長は會務を總理す。副幹事長は幹事長の指揮に従ひ幹事長事故ある時之に代る。幹事は幹事長を補佐し會務を處理す

第七條 幹事は總會に於て長野縣小縣郡及上田市在住の會員中より之を選任す

第八條 役員は任期はニケ年とす。但し再選するも妨げず

役員は補選は幹事會に於て之を行ひ其任期は前者の殘任期間とす

第九條 本會は毎年三月總會を開く。但し必要に應じ臨時總會を開く事を得

第十條 左の件は總會の決議を要す

- 一 規則の改正
- 二 基本金の處分
- 三 其他重要なる事項

第十一條 總會の決議は多數決による可否同數なる時は議長之を決す。總會の決議は會員四分の一以上の出席を要す。書面又は委任狀を以て其意見を表示するものは出席と看做す

第十二條 本會は會員より通常會費として毎年金參圓を徵收す。但し終身會費として金參拾圓を參回以内に完納したるものは其年度より通常會費の納入を要せざるものとす

第十三條 本會は其目的を遂行する爲め必要と認めたる時は幹事會の決議を経て臨時會費を徵收する事を得

第十四條 本會は新に會員となりたるものより入會金參圓を徵收す

第十五條 本會は基本金を置く。基本金は通常會費並に終身會費の十分の一入會金及其他の收入を以て之を充つ基本金は幹事長之を保管す

第十六條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る會計報告は次年度の同窓會報誌上に登載す

◆上田蠶絲專門學校同窓會
支部設置に關する規定

同窓會規則第四條第二項により支部に關する規定を定むる事左の如し

第一條 支部の區域は道府縣を以てす但必要に應じ區域の分合を行ふ事を得

第二條 支部に左の役員を置く
支部長一名 支部幹事若干名

第三條 會員にして支部を設置したる時は遲滞なく左の事項を本部に通知する事

- 一 設置年月日
- 二 名稱
- 三 區域並事務所の位置
- 四 會員住所氏名
- 五 役員氏名
- 六 規則
- 七 事業の種類

第四條 第三條第二號より第七號に至る事項に變更ありたる場合には遲滞なく本部に通知すべきものとす但第三號の中設置區域中の變更は豫め本部の承認を経るものとす

第五條 支部は毎年三月卅一日迄に該年度の事績の概要を本部に報告すべきものとす